

上下水道

水道に関する届出

上下水道課 ☎65-6691

次のようなときは、連絡又は届出が必要です。

- (1) 玉村町に転入し、水道の使用を開始するとき。
- (2) 玉村町から転出し、水道の使用を中止するとき。
- (3) 入院等で長期間、水道を使用しないとき。
- (4) 給水装置の所有者を変更するとき(既存の宅地の購入、親族間での名義変更など)。

給水装置工事の申込み

上下水道課 ☎65-6691

玉村町指定の給水装置工事店に依頼してください。町への申請手続きは、指定工事店が代行します。

水道加入金

上下水道課 ☎65-6691

給水装置の新設、メーター口径の変更には、加入金と手数料が必要です。

メーター口径	加入金	手数料
13mm	66,000円	7,000円
20mm	176,000円	
25mm	286,000円	
30mm	396,000円	
40mm	770,000円	
50mm	1,144,000円	
75mm	別に定める額	

令和5年4月1日現在(税込み)

水道料金

上下水道課 ☎65-6691

水道料金は、使用水量に応じ2ヶ月ごとの請求となります。検針員が水道メーターの指針を確認します。水道メーターの周りには障害物を置いたり、犬をつないだりしないようお願いします。

用途	基本使用料	従量料金
一般用	16㎡まで 1,540円	129.8円/㎡

令和5年4月1日現在(税込み)

最新の状況はこちらから



「水道料金早見表」はこちらから



株式会社 玉村町排水設備指定工事店276号

シミズ設備

下水道工事及び水のトラブルは、
弊社にお任せ下さい!

☎0270-50-0988

ご連絡を頂きましたら、
迅速にお伺い致します!!

〒370-1132 群馬県佐波郡玉村町大字下新田303番地3

受益者負担金制度

上下水道課 ☎65-6691

下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただく制度です。下水道の供用開始区域の土地所有者等に対し、受益者負担金を1度だけ賦課します。下水道への接続の有無にかかわらずご負担いただきます。金額は土地面積1㎡あたり240円です。

下水道への接続

上下水道課 ☎65-6691

町では、衛生的で快適な生活環境を整えるため、下水道の整備を推進しています。供用開始区域内で下水道の接続がお済みでない方は、早期の接続をお願いします。

下水道への接続には玉村町指定の排水設備工事店への依頼が必要です。町への申請手続きは指定工事店が代行します。

下水道使用料

上下水道課 ☎65-6691

下水道使用料は、水道使用量に応じ、水道料金とともに2ヶ月ごとの請求となります。なお、井戸水を使用の場合は、認定により排水量を変更しますのでご連絡ください。

用途	基本使用料		従量使用料	
一般用	20㎡まで	1,980円	21~120㎡	110円/㎡
			121㎡以上	121円/㎡

令和5年4月1日現在(税込み)

最新の状況はこちらから



「下水道使用料早見表」はこちらから

